

大阪市立南高等学校同窓会 会則

(平成 25 年 8 月 24 日改正)

- 第 1 条 本会は会員相互の交誼（こうぎ）を深め知徳の向上を図り母校と円満密接なる関係を保持し、母校の事業を援助するを以て目的とする。
- 第 2 条 本会は大阪市立南高等学校同窓会という。
- 第 3 条 本会は事務所を大阪市立南高等学校内に置く。
- 第 4 条 本会はその目的を達する為に下の事業を行う。
1. 会報の発行、会員名簿の作成
2. 総会及び懇親会の開催（但し総会は毎年 1 回以上開く）
3. 母校の教育事業の後援
4. 母校職員及び本会に功労のあった会員に対する表彰、慶弔、慰労
5. その他本会の目的を達するため必要な事業
- 第 5 条 本会は下の会員を以て組織する。
1. 正会員
イ. 大阪市立南高等女学校卒業生及び準卒業生
ロ. 大阪市立南高等学校卒業生（南第二高等学校含む）
ハ. 大阪市立南高等学校併設中学校卒業生
ニ. 母校中退者にして役員会の承認を得た者
2. 客員
イ. 母校現在職員
ロ. 母校旧職員
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
1. 名誉会長 1 名 学校長を推す。
2. 会 長 1 名 正会員より互選する。
副会長 若干名 正会員より互選する。
3. 幹 事 若干名 正会員より各卒業期により互選する。
4. 常任幹事 若干名 幹事中より会長が委嘱する。
- 第 7 条 本会役員の職務は下の通りである。
1. 会長は本会を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をなす。
3. 幹事は会務、会計、庶務を処理す。
4. 常任幹事は本会の重要な事項に参与し且つ会務を処理す。
- 第 8 条 本会役員の任期は二年とし重任または再選を妨げない。
- 第 9 条 本会に顧問を置く事を得る。
顧問は役員会に於いて推薦し、本会の重要な事項に参与する。
- 第 10 条 本会の経費は、同窓会費・年会費・寄付金を以て之に充当する。
1. 同窓会費は、卒業予定者より徴収する。
2. 年会費は、正会員より徴収する。
3. 寄付金は、正会員及び本会の趣旨に賛同する者により寄贈され、その名を会報に掲載する。
4. 同窓会費・年会費の金額は役員会に於いて定める。
- 第 11 条 既納の会費、寄付金は還付しない。
- 第 12 条 本会の予算及び決算又は重要な事項は役員会の審議を経て之を会報に掲載すると共に総会開催の際、報告し承認を得なければいけない。
- 第 13 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。
- 第 14 条 会則の改正は役員会の審議を経て総会に附議し出席会員の多数決に依り会長の裁決を経て施行するものとする。（正会員は住所及び一身上の異動ありたる時は速やかに本会に届出すべきものとする。）
- 附 則 1. 本会規則は昭和 26 年 5 月 27 日より実施し必要な細目は役員会の審議を経て会長之を定む。
2. 本会則は平成 25 年 8 月 24 日一部改正施行
（同窓会費 5,000 円、年会費 1,000 円以上）